

京都教育大学理系教育スペシャリスト・ジェネラリスト認定証授与規程

平成30年 8月20日 制 定

(趣 旨)

第1条 この規程は、本学における「理系の専門分野の知識と教科指導力の双方を備えた教員」を養成するため、授業科目の履修により授与する認定証（以下「認定証」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定証)

第2条 本学において授与する認定証は、別表1のとおりとする。

(認定証授与の要件)

第3条 認定証は、別表1に定める対象学生が、単位修得要件を満たした場合に授与する。

(認定証の授与)

第4条 学長は、前条の規定に基づき、認定証を授与すべき者に、別記様式の認定証を授与する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行し、施行日以後に在籍する教育学部学生に適用する。

別表1（第2条及び第3条関係）本学が授与する認定証の名称と授与の要件

認定証の名称	対象学生及び単位修得要件
理系教育スペシャリスト認定証	1. 対象学生 学校教育教員養成課程のうち数学・理科・技術・家庭領域専攻に在籍する学生 2. 単位修得要件 所属する専攻に対応する教科の授業科目について、下記①及び②を満たすこと ①教科の指導法に関する科目（中2種必修科目に限る）及び教科に関する科目（中2種必修科目に限る）の授業科目の合計単位数のうち、60%（9～11単位、教科により異なる）以上を「秀」又は「優」で単位修得 ②教科の指導法に関する科目（中2種必修科目を除く）及び専攻専門科目（中2種必修の教科に関する科目を除く）の授業科目から、16単位以上を「秀」又は「優」で単位修得
理系教育ジェネラリスト認定証	1. 対象学生 学校教育教員養成課程に在籍する学生 2. 単位修得要件 下記①を満たすこと ①教科の指導法に関する科目（初等算数・理科・生活・家庭科教育に限る）及び教科に関する科目（小学校教科内容論算数・理科・生活・家庭に限る）の授業科目の合計単位数のうち、60%（10単位）以上を「秀」又は「優」で単位修得

(A 4判)

認 定 証

教育学部 学校教育教員養成課程 ○○○○専攻
氏 名 ○ ○ ○ ○
生年月日 平成 年 月 日
在籍期間 平成 年 月入学
平成 年 月卒業・在学中

本学所定の単位修得要件を満たしたので、「京都教育大学理系教育●●●●●●」を認定する。

平成 年 月 日

京都教育大学長

印

【認定証プログラムの目的】科学技術が急速に発展する今日において、理系教科指導の充実は、これからの社会を主体的・協調的に生きていく上で、今後さらに重要度を増してきます。そこで、本プログラムでは、中学校・高等学校の理系教科の内容に精通し、わかりやすく指導できる理系教育スペシャリストと、小学校の理系教科の内容を正しく理解し、わかりやすく指導できる理系教育ジェネラリストの養成を行います。

【理系教育スペシャリスト】中学校数学科，理科，技術科，家庭科と，高等学校数学科，理科，家庭科，工業科の教科指導のスペシャリストを養成します。

【理系教育ジェネラリスト】小学校の理系教科（算数科，理科，生活科，家庭科）指導全般に強いジェネラリストを養成します。

上記認定証中の「●●●●●●」には、「スペシャリスト（教科名）」又は「ジェネラリスト」と表記する。